

令和元年6月5日招集

## 茂原市議会定例会会議録（第4号）

### 議事日程（第4号）

令和元年6月14日（金）午前10時00分開議

第1 報告第1号から第3号並びに  
議案第1号から第11号までの  
質疑後委員会付託

第2 休会の件

## 茂原市議会定例会会議録（第4号）

令和元年6月14日（金）午前10時00分 開議

○議長（三橋弘明君） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

現在の出席議員は21名であります。したがって、定足数に達し会議は成立しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

### 議 事 日 程

○議長（三橋弘明君） 本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、それにより御了承願います。

————— ☆ ————— ☆ —————

#### 報告第1号から第3号並びに議案第1号から第11号までの質疑後委員会付託

○議長（三橋弘明君） それでは、これより議事日程に基づき、議事に入ります。

議事日程第1「報告第1号から第3号並びに議案第1号から第11号までの質疑後委員会付託」を議題とします。

これより質疑に入ります。

最初に、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に報告第2号「専決処分の承認を求めることについて」質疑を許します。

平ゆき子議員。

○5番（平ゆき子君） それでは、2点ほど、お伺いをいたします。

国保税の基礎課税限度額を58万円から61万円に引き上げる、このような改正なのですが、この課税限度額の改正によって影響を受ける世帯は、何世帯なのか。影響額はどの程度なのか。また、その影響を受ける世帯の1年間の所得は、どのくらいなのでしょう。これが1つ。

2つ目は、軽減の判定所得基準の引き上げについてです。幅を広げるというような中身なのですけれども、これも今回、中低所得者への国保税の軽減が拡充される、こういう内容ですが、その内容と、対象となる世帯数、軽減額、これはどの程度になるのでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（三橋弘明君） 当局の答弁を求めます。市民部次長 地引加代子君。

○市民部次長（地引加代子君） 平成31年3月の課税状況で試算しましたところ、限度額の改

正によって影響を受ける世帯は、約200世帯。影響額は、税額にして約500万円程度の増額となる見込みでございます。また、影響を受ける世帯の所得につきましては、状況によって変わりますが、例えば夫と妻の片方だけ所得がある40歳以上の夫婦と子供が2人の4人世帯で算出しますと、所得額が約655万円を超える世帯が、今回、該当するという状況でございます。

また、内容ですけれども、平成22年度から、所得の区分により、7割軽減、5割軽減、2割軽減の措置を講じ、国保税の負担軽減を実施してまいりました。

今回の改正も、昨年の改正に引き続き、所得基準額の上限を引き上げ、軽減対象を拡大するものでございます。

先ほど示しました4人世帯を例にいたしますと、2割軽減世帯は所得額233万円から237万円へ、5割軽減世帯では143万円から145万円へ所得基準額を引き上げ、中低所得者の負担軽減を図るものでございます。

また、影響を受ける世帯と軽減額の見込みにつきましては、2割軽減世帯が35世帯80万円、5割軽減世帯が45世帯170万円でございます。合計で80世帯が対象となり、250万円の軽減を拡大するものでございます。以上です。

○議長（三橋弘明君） 再質問ありますか。平ゆき子議員。

○5番（平ゆき子君） 今回ののは、所得の高い世帯に対しては税率を上げ、逆に中低所得者の方には軽減措置が広がるということでは、応能負担という考えからいえば、そういうのでは、一番大変なところが広がったということなのですが、そういう点では、茂原市は3月にも国保税率を改正しております。所得割税率を下げたり、均等割額、そして平等割額、こういったところを動かしております。

こういった改正がありましたけれども、今回の課税限度額の改正とこの軽減判定所得の引き上げ、どのように影響しているのでしょうか。それをお伺いいたします。

○議長（三橋弘明君） 当局の答弁を求めます。市民部次長 地引加代子君。

○市民部次長（地引加代子君） 今年度の賦課決定がまだされておられませんので、影響額について、具体的にお答えすることはできませんが、昨年度の状況と比較して、被保険者の世帯数とか所得に変化がないと仮定した場合ですと、賦課総額は下がると思っております。以上です。

○議長（三橋弘明君） 他にありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に報告第3号「専決処分の承認を求めることについて」質疑を許します。ありませんか。

(「なし」との声あり)

なければ、次に議案第1号「令和元年度茂原市一般会計補正予算(第1号)」について質疑を許します。ありませんか。

(「なし」との声あり)

なければ、次に議案第2号「茂原市総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について」質疑を許します。ありませんか。

(「なし」との声あり)

なければ、次に議案第3号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」質疑を許します。ありませんか。

(「なし」との声あり)

なければ、次に議案第4号「茂原市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について」質疑を許します。ありませんか。

(「なし」との声あり)

なければ、次に議案第5号「茂原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」質疑を許します。

平ゆき子議員。

**○5番(平ゆき子君)** この議案条例案につきまして、2点ほどお伺いをいたします。

当局のほうから、少人数で保育を行う家庭的保育事業等に対して、弾力的な事業運営ができるよう改正する。このような説明がございましたが、具体的に一つは、どのような改正を行うのか。2点目は、茂原市の事業者、そして保護者にとって、どのような影響があるのでしょうか。お伺いをいたします。

**○議長(三橋弘明君)** 当局の答弁を求めます。福祉部次長 花沢春雄君。

**○福祉部次長(花沢春雄君)** 1点目でございますけれども、現行の条例では、家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の卒園後の受け皿を確保するため、保育所、幼稚園または認定こども園を連携施設として確保することとなっておりますが、それらの施設と連携することが著しく困難な場合は、連携協力の相手として、一定の要件を満たす企業主導型保育事業、または認可外保育施設を認めるなど、弾力的に事業運営ができるよう改正するものでございます。

また、家庭的保育事業者等に対し、保育施設との連携協力や自園調理の原則などを義務づけておりますが、市が5年間の経過措置を認めることができることとしております。本年度末で経過措置の期間が終了するため、さらに5年間延長するものでございます。

2点目でございますけれども、本市では、家庭的保育事業等として、小規模保育事業が1施設ございますが、改正する前の基準を満たした上で、認可を受け、開業しておりますので、今回の改正による影響は特段ございません。以上でございます。

○議長（三橋弘明君） 再質問ありますか。平ゆき子議員。

○5番（平ゆき子君） 説明を伺いますと、茂原市だけでなく、全国どちらも同じなのですが、一番待機児が多いゼロ歳から2歳の乳幼児が対象で、3歳になったら、今入っている園から出なければいけない。退園しなければいけない。その受け皿、今までは認可していた保育所、そして幼稚園、認定こども園、そういったところで、受け入れなければいけませんよというのが、今度は、認可外もオーケーというふうに広げるわけですよ。

それから、自園で調理しないといけないといった義務づけをしておきながら、一方、条例では経過措置を設けて、その経過措置が今回、満期になった。じゃ、どうしたら。期間が終了すれば、さらにまた延長すると。これは、弾力的な事業運営ができるということは何度もおっしゃるのでございますけれども、何ということはない規制緩和ですよ。保育の質の低下を招くのではないかと非常に懸念をいたします。

1つ目は、保育の質、これで確保できるのか。これをお伺いしたいこと。2点目は、この家庭的保育事業、5人以下の乳幼児のお子さんを預かることになるのですけれども、5人以下って、しかも自宅で、これができると。基準をクリアすれば、事業ができるということでしたから、初期の投資にも、そんなにお金がかからないわけですよ。もうからなければ、やめてしまう。こういうことも簡単にやれるのではないか。こうしたことも懸念されます。

例えば事業を廃止した場合、今入っているそのお子さんたち、その処遇については、どのように市として考えているのでしょうか。この2点をお伺いいたします。

○議長（三橋弘明君） 当局の答弁を求めます。福祉部次長 花沢春雄君。

○福祉部次長（花沢春雄君） 1点目でございますけれども、待機児童の解消のため、保育の受け皿の整備が求められる中で、家庭的保育事業等の認可について、地域のさまざまな事情に応じ、弾力的な運用ができるよう、国の基準が改正されたため、それに合わせて本市の条例を改正しようとするものでございます。

今回の改正が、直ちに保育の質の低下につながるとは考えておりませんが、条例の改正等も、認可に当たっては本市の実情を踏まえ、適切に運用するとともに、認可後に指導、監査を実施するなど、保育の質が低下しないよう努めてまいりたいと考えております。

2点目でございますけれども、家庭的保育事業等は、本市の認可施設であることから、御指

摘のような事態の際には、入所している児童に影響が出ないよう、市が責任を持って対応してまいります。以上でございます。

○議長（三橋弘明君） 再質問ありますか。平ゆき子議員。

○5番（平ゆき子君） 今お伺いしますと、市が考えたのではなくて、これは制度で、国がこういう制度にしたのだから、それに沿って条例を改正しましたというような説明なのですが、そしてまた、今、茂原市ではこういった事業はやってないということで、影響はないということなのですが、やはり条例でこういうふうに定めた以上は、この事業もこれから出てくる可能性もありますし、今、答弁いただいたのですが、本当に市としてきちっと責任を持ってやっていただきたい。これを切に願いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（三橋弘明君） 要望でよろしいですね。

○5番（平ゆき子君） よろしいです。

○議長（三橋弘明君） 他にありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に議案第6号「茂原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に議案第7号「茂原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に議案第8号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に議案第9号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に議案第10号「千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に議案第11号「損害賠償額の決定及び和解について」質疑を許します。ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(三橋弘明君) なければ、質疑を終結します。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております議案第8号並びに第9号については、人事案件のため、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三橋弘明君) 御異議ないものと認めます。したがって、議案第8号並びに第9号については、委員会付託を省略することと決定しました。

なお、その他の議案については、お手元に配付の議案付託表のとおり、各所管委員会にその審査を付託します。

————— ☆ ————— ☆ —————

#### 休 会 の 件

○議長(三橋弘明君) 次に、議事日程第2「休会の件」を議題とします。

お諮りします。明15日から19日までは、報告書作成等のため休会としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三橋弘明君) 御異議ないものと認めます。したがって、そのように決定しました。

以上で、本日の議事日程は終了しました。

次の本会議は、20日午後1時から開き、議案並びに陳情の総括審議を行います。

本日は、以上で散会します。御苦労さまでした。

午前10時17分 散会

————— ☆ ————— ☆ —————

#### ○本日の会議要綱

1. 報告第1号から第3号並びに議案第1号から第11号までの質疑後委員会付託
2. 休会の件

○出席議員

議長 三橋弘明君

副議長 中山和夫君

1番	飯尾 暁君	2番	石毛隆夫君
3番	岡沢 与志隆君	4番	大柿 恵司君
5番	平 ゆき子君	6番	向後 研二君
7番	杉浦 康一君	8番	はつたに 幸一君
9番	小久保 ともこ君	10番	田畑 毅君
11番	山田 広宣君	12番	前田 正志君
13番	金坂 道人君	15番	山田 きよし君
17番	鈴木 敏文君	18番	ますだ よしお君
20番	竹本 正明君	21番	常泉 健一君
22番	市原 健二君		

————— ☆ ————— ☆ —————

○欠席議員

なし

————— ☆ ————— ☆ —————

○出席説明員

市 長	田 中 豊 彦 君	副 市 長	豊 田 正 斗 君
教 育 長	内 田 達 也 君	理 事 兼 福 祉 部 長	中 村 光 一 君
総 務 部 長	山 田 隆 二 君	企 画 財 政 部 長	麻 生 新 太 郎 君
市 民 部 長	関 屋 典 君	経 済 環 境 部 長	大 橋 一 夫 君
都 市 建 設 部 長	渡 辺 修 一 君	教 育 部 長	久 我 健 司 君
総 務 部 次 長 (総務課長事務取扱)	田 中 正 人 君	企 画 財 政 部 次 長 (企画政策課長事務取扱)	中 村 一 之 君
市 民 部 次 長 (生活課長事務取扱)	地 引 加 代 子 君	福 祉 部 次 長 (社会福祉課長事務取扱)	花 沢 春 雄 君
経 済 環 境 部 次 長 (商工観光課長事務取扱)	吉 田 茂 則 君	都 市 建 設 部 次 長 (土木建設課長事務取扱)	飯 尾 克 彦 君
都 市 建 設 部 次 長 (都市整備課長事務取扱)	秋 山 忠 君	教 育 部 次 長 (教育総務課長事務取扱)	渡 辺 裕 次 郎 君
職 員 課 長	平 井 仁 君	財 政 課 長	木 島 成 浩 君

————— ☆ ————— ☆ —————

○出席事務局職員

事 務 局 長	内 山 千 里
局 長 補 佐	鶴 岡 隆 之
副 主 幹 (議事係長事務取扱)	田 中 憲 一